

都市域の緑地環境の保全に関する研究（II）

— 福岡市の保存樹の概況と管理の実態 —

九州大学農学部 薛 孝夫
 西日本短大造園学科 若林 春美・吉永浩一郎・寺本 義典
 新開 友則・藤原 誠明

1. はじめに

都市の緑地環境保全行政の一端を担うものに、保存樹の制度がある。これは「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内で私的に所有される一定の基準をもつ樹木を対象に、市町村長が必要に応じて指定するものである。

筆者らはこの制度の運用の実態や問題の所在を探るために、福岡市で保存樹の現況調査や管理者へのアンケート調査などを実施している。主にアンケート調査の結果をもとに保存樹管理の実態とその問題点について報告する。

2. 調査方法

調査は、行政的な資料の収集、担当職員からの取材、各保存樹の現況調査、管理者や周辺住民からの聞き取り調査、管理者へのアンケート調査などからなる。

アンケート調査は、5本以上の保存樹を有する社寺の樹木管理者40を対象に行ない、28的回答を得た。調査項目は、①この制度に対する認識、②管理内容や管理費の使途、③周辺住民の協力や苦情、④関係行政機関への要望等についてで、それぞれに選択式および記入式の5~6項の質問を設けた。

3. 調査結果

1) 福岡市の保存樹の指定状況

保存樹は、現在48都市で約5,500本が指定されており、福岡県では福岡1,482、北九州243、久留米182、その他大野城、春日、志免で指定されている。独自の条例で保存樹に類するものを指定している自治体もあるが、法に基づく指定に限っていえば福岡市は全国で最も多くの保存樹を有する自治体である。

指定の対象のほとんど全てが、指定基準のうちの幹の太さ（地上1.5mの幹周1.5m）に該当するもので、個人住宅の敷地内の独立木から20本以上がまとめて指定された社叢まで種々のものがあるが、大半は社寺

境内にある樹木である。

保存樹の形態別では、常緑広葉樹（20種）が総数の60%を占め、次いで落葉広葉樹（18種）20%，針葉樹（6種）12%，その他（2種）8%となっている。樹種別に多いものを挙げると、クスノキ（362本）、クロガネモチ（187本）、ムクノキ（120本）、スダジイ、イチョウ（108本）、イヌマキ（107本）以下、スキ、タブノキ、アラカシなどとなる。

2) 管理者の認識

保存樹が法律と条例によって指定されるものであり、市が補助金（樹木1本当たり年額4,000円）を交付しているということは管理者のほとんどが知っている。全員が樹木は保全していくべきものだという認識をもっているが、生活が便利になるなら伐採もしかたがないと思うものもあり、絶対保存を主張するのは3割、土地利用の変更には計画の手直しや樹木の移植で対応すべきというものが7割であった。

3) 管理内容と管理費

落葉落枝の清掃は毎日あるいは毎週といった頻度で行なうところが半数で、他も年に数回はなんらかの形で清掃をしている。除草は6割のところで行なわれ、頻度は年に2~3回が多く中には毎週のところもあった。剪定はおよそ半数が、薬剤散布はおよそ3分の1が年1回から数回行なっている。

清掃や除草は管理者自身や奉仕支援者が行ない、その他の専門的な作業は業者に依託するというやり方が最も普通で、作業奉仕をしてくれるのは老人会、氏子、子供会の順に多かった。

年間管理費は0円から60万円までと大きな開きがあった。薬剤散布や剪定整枝を行なうところではこれからのウェイトが高く、他に清掃用具の購入や作業時の茶菓代に当たられている。およそ6割が管理作業に補助金額より多くの費用をかけ、その差額は社寺管理費から出しておらず、3割強が補助金の増額を望んでいる。

4) 周辺住民の苦情等

回答者の半数が、保存樹の存在に対して周辺住民からなんらかの苦情があると答えている。苦情の内容は落葉落枝で雨どいがつまつたり庭が汚れるというものが最も多く、倒木や太枝の落下の危険がある、日照を阻害するというものがこれに次ぐ。また、不良のたまり場になって防犯上心配だというのもある。現実に枝の落下によって瓦が割れても修理費用を請求できなかったという例があり、大木に隣接する住民にとっては適切な管理が緊急の要望である。

5) 行政機関への要望等

要望事項として、補助金の増額、災害の後始末や事前対策、市による全面的な管理、管理技術の指導などがあった。また、担当職員が全く視察や調査に来ないことに何となく不信感を表わしていると受取れる意見や、保存樹の意義や重要性を市民に対して啓蒙すべきだという意見もあった。

4. 考 察

アンケート調査の結果からは、一般に保存樹は住環境の要素として必要なものと認識されているものの、樹木や樹林地に隣接する住民からは、落葉や日照の点で不満があることがわかる。また管理者自身も、周辺住民からの苦情に対処できない場合が多く、補助金だけでは危険防止や災害の後始末までは経済的技術的に対応ができないのが現状のようである。

保存樹への苦情はごく近くに住む住民からのものであり、遠くから大木や樹林地を景色として眺めたり、日常レクリエーションの場所とすることには不都合はないはずである。保存樹に対して住民が感じている迷惑度や快適度を、保存樹と住居との位置関係で分析する必要があるだろう。

法令では保存樹の所有者に対して保存義務だけを規定しており、それによって発生する損失に対する補償規定が無い。苦情をすべて解決するのには十分ではない額の補助金が所有者（管理者）に支払われ、実際の損害は近接する他の住居が被ることが多く、ある程度離れたところに住む者にとっては恩恵を受ける点が多いという3者の関係が事態を複雑にしている。

管理内容や管理費の使途については、保存樹に指定された樹木だけでなく境内の他の樹木に対するものも含んだ回答と思われる所以単純に比較できないが、保存樹への補助金の20倍の管理費をかけているものもあれば、補助金を下回る費用しかかけていないものや管理費の支出が全く無いものもある。

社寺の保存樹への補助金は、一般には通常の社寺境内管理費の中に組込まれて他の樹木の管理と一緒に扱われているものと思われる。社寺のうち特に境内を緑地保全地区に指定されているところでは、私有の緑地保全地区が得られる固定資産税額や都市計画税額応分の補助が社寺では元々無いため、境内を緑地保全地区や保全林地区に指定するに当って保存樹も同時に指定し、保存樹への補助金の名目で緑地維持の補助が行なわれるといった面もあると考えられるので、通常の社寺内管理費に組込まれることもやむをえない。

しかしながら、保存樹への補助金を受けながら樹林地全体の管理にも支出しないところについては、伐採しないことへの迷惑料と解釈されているようにも思われ、駄然としないものがある。

保存樹は、文化財保護法による指定物件とは違って、目的が都市の美観風致の維持にあり健全で樹容が美観上特にすぐれていることを条件としている。保存樹の現況調査から、所有者の家屋への支障や近隣からの苦情で強度の枝落としをしたため、あるいは衰弱で樹形が乱れたために、樹容が美観上特にすぐれているとは言い難い保存樹が少なくないことがわかった。

樹高、幹周などの指定基準は樹種にかかわりなく一律に定めてあるが、樹種によってはこの基準に達しなくともすぐれた樹容を呈するものがあるはずだし、美観風致上の価値は周辺の環境の質によっても違うはずである。文字どおりの美観風致の維持に資する指定や解除を効率よく行なうためには、樹種や立地ごとに指定基準に幅をもたせて指定すること、価値基準の項目を明らかにし、それぞれにランク付けをすることなどを検討する必要があるのではないかと思われる。

5. おわりに

アンケート調査の内容は洗練されたものではなかったが、保存樹管理の現場がかかえる問題点について多くの示唆を得ることができた。今後さらに、保存樹周辺の住民を対象とした意識調査を試みたい。

調査や取りまとめに際し、保存樹木台帳の閲覧その他の便宜を図って下さった福岡市役所緑地課の真隅潔係長および水落啓介、上田裕貴の両氏に、また取材に応じて貴重な情報を提供していただいた吉田一之氏ほか保存樹管理者各位に謝意を表します。

なおこの調査の一部は、文部省科学研究費補助（一般C03660159）により実施したものである。